

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 相続若しくは遺贈又は贈与により取得したものとみなす場合</p> <p>第 3 条((相続又は遺贈により取得したものとみなす場合))関係</p> <p>〔退職手当金関係〕</p> <p>(「その他退職給付金に関する信託又は生命保険の契約」の意義)</p> <p>3—26 法施行令第 1 条の 3 第 5 号に規定する「その他退職給付金に関する信託又は生命保険の契約」とは、雇用主がその従業員(その従業員が死亡した場合には、その者の遺族を含む。)を受益者又は保険金受取人として信託会社(信託業務を営む金融機関を含む。以下同じ。)又は生命保険会社と締結した信託又は生命保険の契約で、当該信託会社又は生命保険会社が当該雇用主の従業員の退職について当該契約に基づき退職手当金等を支給することを約したものをいい、当該契約に係る掛金又は保険料の負担者がだれであるかは問わないのであるから留意する。</p> <p>(「これに類する契約」の意義)</p> <p>3—27 法施行令第 1 条の 3 第 6 号に規定する「これに類する契約」とは、雇用主が退職手当金等を支給する事業を行う団体に掛金を納付し、その団体が当該雇用主の従業員の退職について退職手当金等を支給することを約した契約をいうものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 相続若しくは遺贈又は贈与により取得したものとみなす場合</p> <p>第 3 条((相続又は遺贈により取得したものとみなす場合))関係</p> <p>〔退職手当金関係〕</p> <p>(「その他退職給付金に関する信託又は生命保険の契約」の意義)</p> <p>3—26 法施行令第 1 条の 3 第 4 号に規定する「その他退職給付金に関する信託又は生命保険の契約」とは、雇用主がその従業員(その従業員が死亡した場合には、その者の遺族を含む。)を受益者又は保険金受取人として信託会社(信託業務を営む金融機関を含む。以下同じ。)又は生命保険会社と締結した信託又は生命保険の契約で、当該信託会社又は生命保険会社が当該雇用主の従業員の退職について当該契約に基づき退職手当金等を支給することを約したものをいい、当該契約に係る掛金又は保険料の負担者がだれであるかは問わないのであるから留意する。</p> <p>(「これに類する契約」の意義)</p> <p>3—27 法施行令第 1 条の 3 第 5 号に規定する「これに類する契約」とは、雇用主が退職手当金等を支給する事業を行う団体に掛金を納付し、その団体が当該雇用主の従業員の退職について退職手当金等を支給することを約した契約をいうものとする。</p>